

第31期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

○事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

○連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

○計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

○監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

第31期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、年1回、当該システムの整備・運用状況につきモニタリングを実施しております。また、取締役会がその内容を確認し、当該システムの改善に継続的に取り組んでおります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、全取締役及び従業員に対し、当社グループコンプライアンスポリシーの遵守を繰り返し徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ② 前項実施のため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当部署を定めコンプライアンスを推進するとともに、内部監査室を設けて法令・定款及び社内諸規程の遵守を検証する。
- ③ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ① 情報管理規程、文書管理規程、ITガイドライン等の規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査等委員である取締役は、いつでも前項の情報を閲覧することができることとする。
- ③ 閲覧・コピー及び保管場所・保存期間等に関する不備の有無を確認し、必要に応じ規程を追加・修正する。
- ④ 保存媒体に応じ、機密性が高くかつ必要事項の検索が容易となるよう工夫し、保管・運用を行う。

(3) 損失リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 職務分掌規程、職務権限規程における責任体制を徹底し、日常的なリスクの把握を強化する。
- ② リスク管理規程に従い、リスクの分類整理を進め、それぞれに適した管理体制の再構築と責任者の明確化を行い、継続的な管理状況のレビューと改善を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合は、共同社長をトップとし管理担当取締役を補佐として、顧問弁護士等外部アドバイザーを含むチームを組成して各関係ステークホルダー等への迅速な連絡と対応を行う。

(4) 取締役の職務の効率的な執行を確保するための体制

- ① 職務の効率的な執行のベースとして取締役会を原則月1回開催し、建設的な討議が行えるよう準備する。また、必要に応じ適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会以下各種会議体において、重要な経営指標とその目標及び計画施策とその結果などが明確になるよう運営を行い、業務効率と情報伝達のスピードアップを図る。
- ③ 意思決定プロセスの効率化・迅速化を進め、業務効率と情報伝達のスピードアップを図るために、執行役員制度を採用する。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 幹部層の意識から全従業員まで、コンプライアンスプログラムの徹底を更に進める。
そのため、順次研修を実施する。
- ② 監査等委員会との連携の下、内部監査室が毎年内部監査計画を定め、適切に実施する。
- ③ 法令違反の懸念を発見した取締役又は当社従業員は、遅滞なく内部通報制度を活用するか、もしくは監査等委員である取締役へ報告する。

(6) 企業集団における業務の適正性を確認・確保するための体制

- ① グループコンプライアンスプログラムを当社グループ共通のプログラムとして策定・共有し、それぞれ実施する。
- ② グループ会社に対する経営管理基本方針を定め、権限の明確化、重要情報の基準の明確化、迅速な情報の伝達と開示、そして方針や判断の適切なフィードバックを推進する。
- ③ グループ会社におけるリスクの把握を進め、リスク管理規程の策定などリスク毎の管理体制とリスク管理責任者の明確化を行う。
- ④ グループ内で適切な取引や会計処理が確保されるよう、グループ内取引規程を定め、実施する。
- ⑤ 子会社及び関連会社管理規程において、子会社の意思決定のうち一定の重要案件について当社の稟議決裁を義務付け、また経営に関する重要書類を当社に提出することを義務付けている。
- ⑥ 当社は、月1回、当社の取締役、執行役員及び子会社の社長が出席する報告会を開催し、子会社の業績、重要事項につき報告させる機会を設けている。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が必要と認める場合、監査等委員会を補助する使用人を監査等委員会の指揮下に置く。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、その任免・異動・賃金その他の人事事項は、監査等委員会の同意を必要とする。

(9) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員でない取締役及び執行役員は、監査等委員である取締役に対して、法令に定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定などの内容
 - ・業績及び業績見通しの発表の内容
 - ・内部監査の内容及び結果
 - ・内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・前各号に掲げるものの他、監査等委員である取締役が求める事項
- ② 使用人は、監査等委員である取締役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。
 - ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
 - ・重大な法令又は定款違反事実
- ③ 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員である取締役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
 - ・重大な法令又は定款違反事実
- ④ 監査等委員である取締役は常勤取締役会の他、経営上重要な会議に適宜出席できる。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

グループコンプライアンスプログラムにおいて、当社グループの役職員が当社監査等委員である取締役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

(11) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室は、監査等委員会の助言・要望を得つつ内部監査を実施するとともに、監査等委員である取締役と定期的に会合を持ち密接な情報交換及び連携を図る。
- ② 監査等委員会は代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 代表取締役は、子会社を含めた当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び当社行動基準に基づき、当社経理部門等の関連部門を中心とする十分な体制を整備し、内部統制システムの構築と運用を行う。
- ② 当社及び子会社の内部統制監査部門は、子会社を含めた当社グループにおける内部統制の遵守状況及びその有効性を定期的に検証し、必要と認められる改善策・是正策を検討する。
- ③ 当社及び子会社の内部統制監査部門責任者は、当社取締役会に対して、内部統制監査部門における検証結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制の運用状況について、情報の保存・管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行い、必要に応じて閲覧できるようにし、廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法にて廃棄する。

使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制の運用状況について、代表取締役や管理部門から、使用人に対して適宜コンプライアンスプログラムを周知させ、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施する。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	1,763,645	2,153,034	△169,003	3,847,676
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△138,137		△138,137
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			287,555		287,555
自己株式の取得				△80,107	△80,107
自己株式の処分		4,335		46,639	50,975
株式交換による増加		4,051,400			4,051,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	4,055,736	149,417	△33,468	4,171,686
当 期 末 残 高	100,000	5,819,382	2,302,452	△202,471	8,019,362

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	82,748	82,748	11,416	3,941,841
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△138,137
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				287,555
自己株式の取得				△80,107
自己株式の処分				50,975
株式交換による増加				4,051,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△82,748	△82,748	51,324	△31,423
当期変動額合計	△82,748	△82,748	51,324	4,140,262
当 期 末 残 高	－	－	62,741	8,082,104

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 (株)スペースシャワーネットワーク
(株)SKIYAKI
(株)セップ
インフィニア(株)
コネクトプラス(株)
(株)SPACE SHOWER FUGA
(株)ロックガレージ

・ 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、当社を株式交換完全親会社、株式会社SKIYAKIを株式交換完全子会社とする株式交換に伴い同社の株式を取得したことにより、同社及び同社の子会社である株式会社ロックガレージを連結の範囲に含めております。

また、当社を吸収分割会社、株式会社スペースシャワーネットワーク（株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社より商号変更）を吸収分割承継会社とする吸収分割に伴い、子会社である株式会社スペースシャワーネットワークの重要性が増したことから、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

なお、株式会社SKIYAKIの連結子会社化に伴い株式会社3DAYが持分法適用関連会社となりましたが、期中において全株式を売却したため、関連会社に該当しなくなりました。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

会社名	決算日
(株)ロックガレージ	10月31日

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

・商品	先入先出法
・仕掛品	個別法
・貯蔵品	個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	6～8年
工具、器具及び備品	2～20年

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

顧客関連資産	14年
ソフトウェア	3～5年
商標権	5～15年

ただし、映像権利（その他）については、見込収益獲得可能期間に基づく定率法を採用しております。

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) コンテンツセグメント

コンテンツセグメントの主な売上は、イベント事業、ライブハウス事業、エンタテインメントカフェ事業及び有料放送事業です。

(i) イベント事業、ライブハウス事業及びエンタテインメントカフェ事業

上記事業の主な売上は、イベント売上と店舗売上です。上記に係る取引は、イベント及び店舗の開催日に履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ii) 有料放送事業

有料放送事業の主な売上は、有料チャンネル運営です。

上記に係る取引は、放送日に履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ロ) ソリューションセグメント

ソリューション売上の主な内容は、ファンクラブ（以下「FC」といいます）及びECサービスを中心としたプラットフォーム事業、ディストリビューション事業並びに映像制作事業です。

(i) ファンクラブ（FC）サービス

FCサービスにおいては、主に顧客に対するファンクラブコンテンツの提供を行っており、顧客との契約に基づく契約期間にわたりコンテンツの提供を手配することで履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

(ii) ECサービス

ECサービスにおいては、主にクリエイターグッズ等のオンラインでの商品販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(iii) ディストリビューション事業

ディストリビューション事業の主な売上は、デジタル音楽配信です。上記に係る取引は、顧客が配信した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(iv) 映像制作事業

映像制作事業の主な売上は、ミュージックビデオ制作やライブ映像制作です。上記に係る取引は、顧客へ納品し顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

14年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(ハ) 譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬制度に基づき取締役等に支給した報酬については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

(株式会社SKIYAKIの連結子会社化に伴う会計方針の変更)

ファンクラブ事業を営む連結子会社コネクトプラス株式会社は、当該事業を共同で運営する企業に分配すべき受取対価について、従来は売上原価に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度より、売上高から控除して表示しております。これは、類似事業を営む株式会社SKIYAKIの連結子会社化を契機としてグループ会計方針の統一を行ったことに伴い、事業の実態をより適切に表示するために変更を行ったものです。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の売上高及び売上原価はともに219,361千円減少しております。売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対する影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 208,046千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い判定された分類及び将来の合理的な見積可能期間の課税所得に基づき繰延税金資産を計上しております。

(ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、中期業績予測を基礎としており、特にコンテンツセグメントにおける自社IPブランド力向上によるコアユーザー獲得、ソリューションセグメントにおけるオンライン・オフラインソリューションの一体提供による新規顧客獲得等による成長を主要な仮定として織り込んでいます。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりであります。

売掛金 3,113,989千円

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 498,641千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 20,637,129千円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①減損損失を計上した資産グループの概要

用途	場所	種類	減損損失額(千円)
バーチャルあっとほーむカフェサービスにかかるシステム	インフィニア㈱ (東京都千代田区)	ソフトウェア	44,430
店舗設備	インフィニア㈱ (東京都渋谷区)	建物及び構築物	1,467
		工具、器具及び備品	672
		敷金	2,286
		ソフトウェア	171
合計			49,028

②グルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

③減損損失を認識するに至った経緯

(バーチャルあっとほーむカフェサービスにかかるシステム)

当該減損損失の対象となった資産は、2020年11月以降に取得したバーチャルあっとほーむカフェサービスにかかるシステムの資産の一部であります。当該資産は割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため減損損失を認識しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

(店舗設備)

当該減損損失の対象となった資産は、2021年4月以降に取得したあっとほーむカフェ店舗にかかる資産であります。2025年5月の閉店に伴い処分を決定した資産であり、当該資産は閉店後の使用見込みがないと判断し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	8,811,354株	8,217,851株	－株	17,029,205株

(注) 発行済株式の数の増加は、2024年4月1日付の当社を株式交換完全親会社とし、株式会社SKIYAKIを株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株発行による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	416,289株	186,769株	114,876株	488,182株

(注) 自己株式の数の増加は、2024年4月1日付の当社を株式交換完全親会社とし、株式会社SKIYAKIを株式交換完全子会社とする株式交換に伴う自己株式の買取り190株、譲渡制限付株式報酬制度の対象取締役の退任に伴う譲渡制限付株式の無償取得1,835株、自己株式の市場買付けによる177,600株、単元未満株式の買取請求による買取り7,144株による増加であります。また、自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬付与に伴う自己株式の処分64,115株、当社子会社の譲渡制限付株式ユニット制度対象従業員に対する当社株式付与に伴う自己株式の処分50,761株による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

当社

2024年6月24日開催の第30期定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	83,950千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	10円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月25日

株式会社SKIYAKI（連結子会社）

2024年3月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	54,187千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	5円
・基準日	2024年1月31日

- ・効力発生日 2024年4月30日
 - (注) 当社は2024年4月1日付で株式会社SKIYAKIを連結子会社としております。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2025年6月26日開催予定の第31期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- | | |
|---------------|------------|
| 普通株式の配当に関する事項 | |
| ・配当金の総額 | 215,033千円 |
| ・配当の原資 | 利益剰余金 |
| ・1株当たり配当額 | 13円 |
| ・基準日 | 2025年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2025年6月27日 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達するようにしております。なお、当連結会計年度において新規借入はありません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所を賃借する際の支出及び営業保証金であり、預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが、2ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資を目的としたものであり、リース期間は最長で決算日後2年であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後1年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当社グループが所有する投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金 (*2)	485,829	396,097	△89,732
資産計	485,829	396,097	△89,732
1年内返済予定の長期借入金	66,400	66,178	△221
リース債務	1,081	1,049	△31
負債計	67,481	67,227	△253

(*1) 「現金」の他、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額49,748千円であります。

(*3) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	43,758

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,489,456	—	—	—
売掛金	3,113,989	—	—	—
合計	9,603,446	—	—	—

(4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	66,400	—	—	—	—	—
リース債務	760	321	—	—	—	—
合計	67,160	321	—	—	—	—

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(6) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(7) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	396,097	－	396,097
資産計	－	396,097	－	396,097
1年内返済予定の長期借入金	－	66,178	－	66,178
リース債務	－	1,049	－	1,049
負債計	－	67,227	－	67,227

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

1年以内返済予定の長期借入金

時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。なお、流動負債に計上したリース債務と固定負債に計上したリース債務を合算して表示しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県鎌倉市に、賃貸用の建物（土地を含む。）を保有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,549千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
44,290	－	44,290	40,280

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による評価額又は、一定の評価額（実勢価格又は査定価格）や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく評価によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	コンテンツ	ソリューション	計	
売上高				
メディア売上	2,787,054	－	2,787,054	2,787,054
ライブ・コンテンツ売上	3,926,188	－	3,926,188	3,926,188
エンタテインメントカフェ売上	3,313,301	－	3,313,301	3,313,301
ファンプラットフォーム売上	－	3,488,294	3,488,294	3,488,294
ディストリビューション売上	－	4,757,049	4,757,049	4,757,049
クリエイティブソリューション売上	－	2,365,241	2,365,241	2,365,241
顧客との契約から生じる収益	10,026,544	10,610,585	20,637,129	20,637,129
外部顧客への売上高	10,026,544	10,610,585	20,637,129	20,637,129

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,670,060
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,113,989
契約負債(期首残高)	65,623
契約負債(期末残高)	498,641

契約負債は、主に将来の履行義務にかかる対価の一部を顧客から受け取った前受金及び前受収益に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 484円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 17円26銭 |

11. 企業結合等に関する注記

I. 取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社SKIYAKI

事業の内容 プラットフォーム事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社と株式会社SKIYAKIが、経営統合により、両社の競争優位性（強み）と経営課題（弱み）が相互補完関係にあることを認識し、これまで以上に有益なサービスや、魅力的なコンテンツの提供を実現できるとの判断のもとで、コンテンツとテクノロジーをかけあわせた、これまでにない新しいエンタテインメントカンパニーとして、持続的な発展を実現するため。

(3) 企業結合日

2024年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社

（2024年4月1日付で「株式会社スペースシャワーネットワーク」より商号変更）

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100.0%を取得したことによるものです。

2. 連結会計年度に係る連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社普通株式	4,051,400千円
取得原価		4,051,400千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	株式会社SKIYAKI (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	0.76

(2) 株式交換比率の算定方法

当社はトラスティーズ F A S 株式会社を、株式会社SKIYAKIは山田コンサルティンググループ株式会社を、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しました。

両社は、第三者算定機関から受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーの助言等も踏まえて、株式交換比率について、検討、交渉、協議を重ねた結果、最終的に株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至りました。

(3) 交付した株式数

当社普通株式：8,217,851株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 54,006千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,299,511千円

(2) 発生原因

主として株式会社SKIYAKIがソリューション事業を展開することによって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

14年間にわたる均等償却

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
顧客関連資産	2,030,000千円	14年
受注残	26,000	1
合計	2,056,000	14

8. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,084,134千円
固定資産	2,219,253
資産合計	6,303,388
流動負債	2,767,577
固定負債	783,922
負債合計	3,551,499

II. 共通支配下の取引等

1.取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

メディア事業、ライブ・コンテンツ事業、ソリューション事業（グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除く当社が営んでいた一切の事業）

(2) 企業結合日

2024年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社（2024年4月1日付で株式会社スペースシャワーネットワークに商号変更）を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

吸収分割会社	吸収分割承継会社
スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社 (2024年4月1日付で「株式会社スペースシャワーネットワーク」より商号変更)	株式会社スペースシャワーネットワーク (2024年4月1日付で「株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社」より商号変更)

(5) その他取引の概要に関する事項

吸収分割により当社の事業に関する権利義務等を吸収分割承継会社に承継させた結果、当社はグループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を行う持株会社体制へ移行しております。

2.実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(グループ再編)

当社は、2024年11月13日開催の取締役会決議に基づき、構造改革の一環として、2025年4月1日を効力発生日として、以下のとおり、グループ再編を実施しました。

(1) グループ再編の内容

①株式会社スペースシャワーネットワーク アライアンス事業本部の事業再編

株式会社スペースシャワーネットワーク アライアンス事業本部の事業を以下のとおり再編し、当社の連結子会社に吸収分割しました。

吸収分割事業及び会社	吸収分割承継会社	方式
株式会社スペースシャワーネットワーク アライアンス事業本部	株式会社セップ(注)	吸収分割

(注) 2025年4月1日付けでスペースシャワーエンタテインメントプロデュース株式会社
社に商号を変更しております。

②コネクトプラス株式会社の事業再編

コネクトプラス株式会社を株式会社SKIYAKIに吸収合併いたします。

吸収合併消滅会社	吸収合併存続会社	方式
コネクトプラス株式会社	株式会社SKIYAKI	吸収合併

(2) 当該組織再編の当事会社の概要

①株式会社スペースシャワーネットワーク アライアンス事業本部の事業再編

(2025年3月31日現在)

	吸収分割会社	吸収分割承継会社
名称	株式会社スペースシャワーネットワーク	株式会社セップ
所在地	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号	東京都港区芝浦四丁目16番23号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林吉人	代表取締役社長 案納俊昭
事業内容	コンテンツの企画・制作、各種イベントの企画・制作、アーティストマネジメント・エージェンツ事業 等	映像制作事業
資本金	1百万円	50百万円
設立	2023年12月	2004年9月
決算期	3月31日	3月31日
大株主及び持株比率	当社 100%	当社 100%

②コネクトプラス株式会社の事業再編

(2025年3月31日現在)

	吸収合併消滅会社	吸収合併存続会社
名称	コネクトプラス株式会社	株式会社SKIYAKI
所在地	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 辻昇	代表取締役社長 小久保知洋
事業内容	ファンクラブ事業等	プラットフォーム事業等
資本金	0.5百万円	31.6百万円
設立	2016年1月	2003年8月
決算期	3月31日	3月31日
大株主及び持株比率	当社 100%	当社 100%

(3) 実施する会計処理の概要

上記の吸収分割と吸収合併については、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	977,579	786,246	1,763,825	27,170	1,010,452	1,037,622
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△83,950	△83,950
当 期 純 利 益						175,806	175,806
自己株式の取得							
自己株式の処分			4,335	4,335			
株式交換による増		4,051,400		4,051,400			
分割型の会社分割による減少			△2,032,792	△2,032,792			
準備金から剰余金への振替		△4,051,400	4,051,400				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	2,022,943	2,022,943	－	91,855	91,855
当 期 末 残 高	100,000	977,579	2,809,190	3,786,769	27,170	1,102,307	1,129,477

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△169,003	2,732,444	82,748	82,748	2,815,192
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△83,950			△83,950
当 期 純 利 益		175,806			175,806
自己株式の取得	△80,107	△80,107			△80,107
自己株式の処分	46,639	50,975			50,975
株式交換による増		4,051,400			4,051,400
分割型の会社分割による減少		△2,032,792			△2,032,792
準備金から剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△82,748	△82,748	△82,748
当期変動額合計	△33,468	2,081,330	△82,748	△82,748	1,998,582
当 期 末 残 高	△202,471	4,813,775	－	－	4,813,775

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 5～15年

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

② 無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 5～15年

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務受託料、オフィス賃貸料及び受取配当金であります。

業務受託料及び経営指導料については、子会社との受託契約に基づき、契約内容に応じた受託業務を契約期間にわたり継続的に提供することにより履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

オフィス賃貸料については、子会社との賃貸契約に基づき、契約期間にわたりオフィスの賃貸を行うことにより履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識し

ております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬制度に基づき取締役を支給した報酬については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

区分掲記されたもの以外の関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	122,149千円
② 短期金銭債務	89,469千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	938,988千円
② 販売費及び一般管理費	105,301千円
③ 営業取引以外の取引高	4,413千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	416,289株	186,769株	114,876株	488,182株

(注) 自己株式の数の増加は、2024年4月1日付の当社を株式交換完全親会社とし、株式会社SKIYAKIを株式交換完全子会社とする株式交換に伴う自己株式の買取り190株、譲渡制限付株式報酬制度の対象取締役の退任に伴う譲渡制限付株式の無償取得1,835株、自己株式の市場買付けによる177,600株、単元未満株式の買取請求による買取り7,144株による増加であります。また、自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬付に伴う自己株式の処分64,115株、当社子会社の譲渡制限付株式ユニット制度対象従業員に対する当社株式付与に伴う自己株式の処分50,761株による減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	3,794
役員退職慰労引当金	2,681
投資有価証券及び会員権評価損	39,358
株式報酬費用	15,723
資産除去債務	2,391
税務上の繰越欠損金	16,005
その他	12,134
繰延税金資産小計	92,090
評価性引当額	△35,085
繰延税金資産合計	57,004
繰延税金資産の純額	57,004

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産について、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しておりますが、この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の 関 係				
子会社	株式会社 株式会社ベースシャワーネットワーク	1	コンテンツの企画・制作、各種イベントの企画・制作、アーティストマネジメント・エージェント事業等	直接 100	7名	経営管理 オフィスの賃 賃金の借入	経営指導料	285,772	売掛金	27,500
							オフィスの賃	176,500	売掛金	20,900
							資金の借入	300,000	関係会社 短期借入金	300,000
							利息の支払	2,163	未払金	191
子会社	株式会社 株式会社SKIYAKI	31	プラットフォーム事業等	直接 100	6名	経営管理 オフィスの賃 賃金の借入	経営指導料	177,599	売掛金	17,050
							資金の借入	300,000	関係会社 短期借入金	300,000
							利息の支払	2,249	未払金	191
子会社	インフィニア株式会社	3	飲食店経営、グッズ企画販売、衣装制作販売、タレントマネジメント事業等	直接 100	2名	経営管理	配当金の受取	110,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料については、業務内容を勘案し、決定しております。

オフィスの賃貸については、取引実勢を勘案し協議の上決定しております。

資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

受取配当金については、子会社の株主総会決議により決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	291円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	10円55銭

10. 企業結合等に関する注記

「連結注記表 11. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該事項の注記を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(グループ再編)

「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該事項の注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 根 正 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・監査人が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 根 正 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行についての監査の方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、当該決議に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

スペースシャワー-SKIYAKIホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 裕朗 ㊞

監 査 等 委 員 井 上 昌 治 ㊞

監 査 等 委 員 丸 山 聡 ㊞

(注) 監査等委員 井上 昌治、丸山 聡の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上